

「嬬恋村再犯防止推進計画」

1. 計画の位置づけと期間

この「再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、市町村における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

また、関連する各種施策との整合を図り、効果的に再犯防止対策を推進するため、「嬬恋村地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画期間や推進体制の整備、進捗管理などについても併せて行うものとします。

2. 施策の方向

国の「再犯防止推進計画」及び群馬県の「群馬県再犯防止推進計画」に基づき、本村の実情に応じた再犯防止対策を推進します。地域福祉計画との一体的な施策の推進体制の整備を図り、誰一人取り残されず、誰もが安心して安全に暮らせる村づくりを目指します。

(1) 県や民間協力者等との連携

- ・県や広域の関係機関、団体や支援者、保護観察所、保護司、社会福祉協議会等との連携を強化し、情報の共有及び各種取り組みの推進を図ります。

(2) 再犯防止に関する啓発による理解促進

- ・「社会を明るくする運動」などを通して、再犯防止に関する地域の理解を促進します。

(3) 就労、居住の確保

- ・就労や住居に関する支援関係者との連携体制の構築を図ります。

(4) 保健医療・福祉サービスの利用支援

- ・必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、関係機関や団体、事業所と連携し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

(5) 学校等における修学支援

- ・児童生徒の非行の未然防止や、非行による学校教育の中止の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援等に取り組みます。

(6) 特性に応じた効果的な支援

- ・犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援を行います。

(7) 地域福祉計画、地域福祉活動計画との一体的な推進

- ・再犯防止対策は、地域福祉計画、地域福祉活動計画と一体的な推進や進捗管理を行い、本村の特性に応じて効果的に実施します。